

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第16条 条例別表第2の2の15の項(27)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>法第55条第3項</u> の解散の認可の申請書の受理に関する事務 (5) <u>法第55条第5項</u> の解散の届出書の受理に関する事務 (6)・(7) [略]	第16条 条例別表第2の2の15の項(27)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>法第55条第6項</u> の解散の認可の申請書の受理に関する事務 (5) <u>法第55条第8項</u> の解散の届出書の受理に関する事務 (6)・(7) [略]
第22条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第68条第1項の特別地域内 <u>及び</u> 特別保護地区内における国の機関が行う行為の協議に係る協議書の受理に関する事務 (2) 自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号） <u>第9条各号</u> の特別地域内 <u>及び</u> 特別保護地区内における行為の許可に係る申請書の受理に関する事務	第22条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第68条第1項の特別地域内 <u>又は</u> 特別保護地区内における国の機関が行う行為の協議に係る協議書の受理に関する事務 (2) 自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号） <u>第8条各号</u> の特別地域内 <u>又は</u> 特別保護地区内における行為の許可に係る申請書の受理に関する事務
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。